

# 個人情報保護の私法的基礎に関する 序論的考察（1）

——財産権と人格権の交錯する領域における理論的課題——

山 田 希\*

## 目 次

- I. はじめに
  - 1. 問題の所在
  - 2. 個人情報保護法の規律の概要
  - 3. 本稿の視点 (以上、本号)

## I. はじめに

### 1. 問題の所在

2000年代以降、データの新たな経済的価値に対する認識が高まり、データを戦略的に活用する動きが広がっている<sup>1)</sup>。データは、企業の「すべての部署にとっての活力源であり、時間をかけて開発され、展開されるべき戦略資産になりつつある」<sup>2)</sup>。わが国においても、「2010年代半ばから、ネットワークインフラの技術進歩や民間事業者における組織内データ活用やデータ連携の進展、さらに IoT の爆発的な普及といった環境の変化に伴い、データ大流通時代が到来した」<sup>3)</sup>とみられている。膨大なデータ（ビッグデータ<sup>4)</sup>）を取り扱うクラウド技術や高度なデータ解析を可能とする人工知能技術の進展により、データ駆動型経済におけるデータの役割とその価値は今後も増していくことが予想される。

---

\* やまだ・のぞみ 立命館大学法学部教授

一方、経済社会での動きと並行して市民社会で浮上してきたのが、プライバシーをはじめとする人格権侵害<sup>5)</sup>の問題である<sup>6)</sup>。SNS (Social Networking Service) の普及やデジタルマーケティング<sup>7)</sup>の浸透が進むにつれ、個人データの漏えい<sup>8)</sup>はもとより、不適切な利用や第三者への無断提供<sup>9)</sup>が問題視され、また、これらのデータを基にしたプロファイリングが個人の信用や評価、あるいは意思決定に影響を与えるリスクが認識されるようになった<sup>10)</sup>。これに対応して、EUの一般データ保護規則 (GDPR) はデータ主体の権利を強く保護する方針を打ち出し<sup>11)</sup>、域内外の多くの国々にデータ保護法制の構築や見直しを促した。日本の個人情報保護法もこの流れを受け、データの適正な取扱いと個人の権利保護を強化する方向で変革を重ねている<sup>12)</sup>。

個人情報保護法は、個人情報の取扱いに関する基本理念や施策の基本となる事項、国や地方公共団体の責務を定めた個人情報保護の基本法であるとともに、行政取締上の目的から、事業者や行政機関が個人情報を取り扱う際の義務や違反時の罰則を詳細に定めた公法的色彩の強い法典である(1条参照)。その一方で、「第4章 個人情報取扱事業者等の義務等」では、情報主体である本人に事業者に対する請求権(33条以下)を付与するなど、私人間に適用される規律も設け、個人情報に対する情報主体のコントロール可能性を強化している<sup>13)</sup>。

問題は、事業者と情報主体の関係を左右するこの章の規範を、私人の権利義務を定める既存の私法体系や判例とどのように整合させるか、あるいは、私法上の理論や原則によってどのように基礎づけるかである。この問題は、視点を変えれば、「個人情報」の私法上の性格をどのように捉えるかと表現することも可能である。本稿の関心はまさにこの点にあるが、その問題の本格的な検討に入る前に、個人情報保護法の規律の概要を、第4章を中心に、(1)個人情報のライフサイクル、(2)本人の同意、(3)事業者に対する請求権という3つの観点から確認しておきたい。

## 2. 個人情報保護法の規律の概要

### (1) 個人情報のライフサイクル

個人情報とは、個人情報保護法の定義によれば、「生存する個人に関する情報」<sup>14)</sup>であって（2条1項柱書）、①「氏名、生年月日その他の記述等……により特定の個人を識別することができるもの」（同項1号）<sup>15)</sup>、および②「個人識別符号が含まれるもの」（同項2号）<sup>16)</sup>をいう<sup>17)</sup>。この定義は極めて広範であり、生存する個人の属性に関する情報で個人識別性<sup>18)</sup>のあるものは、それが文書に記載されているか電磁的記録であるかを問わず、すべてこの範疇に含まれる。

したがって、「個人情報」に包摂される情報には種々のものがあるが、事業者が大量かつ日常的に取り扱う個人情報については、情報の種類に着目するとともに、取得から消去までの一連の流れ（ライフサイクル）をいくつかのステージに分けて考察の対象とするのが、利害関係者の状況や法的な課題を把握するうえで有益である。ここでは、個人情報のライフサイクルを「取得」、「利用・管理」、「共有・第三者提供」、「消去」の4つに大別し、各ステージにおける個人情報保護法の規律内容を——個人情報に係わる私法上の問題にも適宜触れつつ——確認する。

#### (a) 取 得

個人情報も「情報」の一種であり、それ自体は物理的な形状をもたない無体物であるから、発声や動作、または何らかの媒体を通じて表現されない限り、知覚することはできない。知覚のための「媒体」には、物理的なもの（紙、ハードディスクなど）と論理的なもの（データベース、ファイルシステムなど）とを含む多岐にわたる形態がある。個人情報の取得は、当該情報がこうした媒体に記録または記載されること、あるいは、記録または記載された媒体が譲渡されることによって可能となる。

たとえば、電子商取引における消費者のクレジットカード情報<sup>19)</sup>が事業

者のハードディスク内のデータベースに格納される場合が考えられる。店舗で実施される対面のアンケートにより、紙媒体に氏名や年齢、購入目的などが記載されることもある。医療機関では、カルテに患者の診断結果や処方内容が記録される(医師法24条、医療法21条1項9号参照)。携帯端末のアプリケーションやソーシャルメディア・プラットフォームが、ユーザーの位置情報や趣味、関心事などを専用のデータベースに保存する場合もある。これらの豊富な具体例は、個人情報の取得が、日常の多岐にわたる状況下で一般的に行われていること、さらには、不動産や動産の取得とは異なり、情報主体がそれと意識しない間にも、多様な媒体と手段を通じて容易かつ頻繁に行われうることを示している。

個人情報の取得は、事業者が無料のオンラインサービスを提供する際の事実上の対価として行われる場合も多い。ギフトカード等の提供と引き換えにアンケートに回答してもらうという方法により行われることもある。しかし、法的な対価関係を発生させる契約により事業者が個人情報をその情報主体から取得できるかどうかについては、検討の余地がある<sup>20)</sup>。この問題の検討は後に行うが、個人情報の提供が金銭的対価の支払いと引き換えに行われる場合には、人格的側面のある個人情報の商品化が人間の尊厳を損なうことにならないかという、法と倫理の交錯する問題が表面化し、社会的議論を招く可能性もある。もっとも、個人情報保護法には個人情報の「取得原因」に関する特別な規定はなく、この問題への対応は民法をはじめとする私法の解釈に委ねられることとなる。

取得段階で適用される個人情報保護法の規律には、①利用目的に関するもの(17条、21条)と②取得手段に関するもの(20条)がある。このうち①に関しては、個人情報を取り扱う事業者がその利用目的<sup>21)</sup>をできる限り<sup>22)</sup>特定しなければならない<sup>23)</sup>と定められている(17条1項。同項の「取り扱う」には「取得」も含まれる<sup>24)</sup>)。特定された利用目的は、事業者が個人情報を取得した後、速やかに本人に通知または公表される(21条1項<sup>25)</sup>)。事前の通知等は原則として必要ではないが、例外として、事業者が本人から

直接、契約書その他の書面に記載された個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を本人に明示しなければならない（同条2項）。また、事業者が本人から「保有個人データ」<sup>26)</sup>の利用目的に関する照会を受けたときは、遅滞なく、これを通知する必要がある（32条2項柱書）。

他方、②に関しては、「偽りその他不正の手段」<sup>27)</sup>による取得を禁じる規定がある（20条1項）。さらに、事業者が、後述する「要配慮個人情報」を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない（同条2項）。事業者が不正の手段で個人情報を取得したとき、または本人の事前の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得したときは、「利用停止等請求権」（35条）の対象となる<sup>28)</sup>。

#### (b) 利用・管理

企業は、さまざまな効果を期待してデータを活用する<sup>29)</sup>。たとえば、総務省が2015年に行った調査研究<sup>30)</sup>では、①データを収集・分析した結果をグラフ等にするることによって状況や関係性を把握できるようにする（見える化）、②データ分析によって今後の市場動向や消費者心理などを予測する（予測）、③データ分析の結果を活用して機械やシステムを自動的に制御・動作させる（自動化）という3つの活用方法が示されている。

しかし、個人情報の取得が一時的な行為であるのとは異なり、その利用や管理は長期に及ぶプロセスであり、その分だけ、不正アクセスやデータの漏えい、濫用などのリスクが高くなる。また、時間の経過とともに個人情報の内容が変化する可能性もあるため、情報の正確性と最新性を確保するための措置も必要となる。このため、利用・管理段階における個人情報保護法の規律は、取得段階のそれと比べると、詳細で多岐にわたっている。具体的には、①利用目的（17条、18条）、②利用方法（19条）、③データ内容の正確性の確保等（22条）、④データの安全管理（23条～26条）に関するものがある。その一方で、情報主体の権利利益保護とデータの有効活用という目的の調和を図るため、「加工仮名情報」と「匿名加工情報」（仮

名加工情報データベース等または匿名加工情報データベース等を構成するものに限る)に関する規定(41条~46条)を設け、これらの情報に特有の義務を事業者に課す一方で、個人情報一般に関して事業者が負う義務を一部緩和し、あるいは、利活用・流通を促進するためのルールの明確化を図っている。

まず、①に関する規律として、事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、原則として本人の事前の同意が必要である(18条1項)。事業承継に伴って取得した個人情報を、承継前に定めた利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱う場合も、同様である(同条2項)。ただし、事前の同意を求めるこれらの規律には、広範な適用除外事由が設けられている(同条3項)。利用目的の事後的な変更も可能ではあるが、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」<sup>31)</sup>を超える変更は許されない(17条2項)。個人情報保護法は、このように、個人情報の利用を利用目的によって制限するという方針に基づいて設計された制度である。しかし、「現在では多くの事業者は、想定しうる利用目的を網羅的に並べて公表しているので、本法の利用目的を中心とする制度設計には、あまり制限としての有効性が期待できない」<sup>32)</sup>との指摘もあり、将来的には、利用目的による制限の有効性や利用目的以外の要素による制限の要否が議論の俎上に上がるものと予想される。なお、個人情報保護法には利用目的の内容に関する規定はないが、公序良俗に反するような利用目的の設定は許されないと解されている<sup>33)</sup>。

②に関しては、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用を禁止する規定がある(19条)。たとえば、「裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例：官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する」ような行為は、個人のプライバシーを侵害し、社会的な差別を助長する恐れがあり、この規定に違反する可能性が高い<sup>34)</sup>。

③に関する規律には、事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において「個人データ」（16条3項参照）を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない<sup>35)</sup>とする規定がある（22条）。ただし、保有する個人データを一律または常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる<sup>36)</sup>。他方、消去が必要となるのは、利用目的が達成され当該目的との関係では個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合などである。このような場合には、法令により保存期間等が定められている場合を除き、当該データを削除し、あるいは当該データから特定の個人を識別できないようにする必要がある<sup>37)</sup>。

④の規律は、個人データの安全管理措置に関するものである。事業者は漏えい・滅失・毀損<sup>38)</sup>の防止等、個人データを安全に管理するための措置<sup>39)</sup>を講ずる義務を負う（23条）。また、事業者が従業者<sup>40)</sup>に個人データを取り扱わせる場合（24条<sup>41)</sup>や取扱いを委託する<sup>42)</sup>場合（25条<sup>43)</sup>には、従業者や委託先に対し、必要かつ適切な監督を行う必要がある<sup>44)</sup>。万一、「個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」が生じたときは、同規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告し（26条1項）、本人にも通知しなければならない（同条2項）。

事業者はまた、「保有個人データ」（16条4項参照）に関して、事業者の氏名・住所等、個人データの利用目的、事業者に対する請求の手続き、その他政令で定める事項を、本人が知ることができる状態に置かなければならない（32条1項）。本人からの要請に応じて、保有する個人データの利用目的を遅滞なく通知する義務もある（同条2項）。

事業者に課される上記の義務は、「仮名加工情報」に関しては一部適用

が除外されており、また、上記の義務の適用を免れる「匿名加工情報」に関しては、特別に適用される義務の明確化が図られている。前者は「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報」(2条5項)であり、後者は「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」(同条6項)である。

匿名加工情報は原則として個人情報に該当するため<sup>45)</sup>、基本的には個人情報に適用される規律に服するが、いくつかの例外がある(41条9項参照)。まず、利用目的の変更の制限(17条2項)の適用がないため、当初の利用目的以外の目的で利用することができる。また、漏えい等が発生した場合の報告等の義務(26条)もなく、開示等の請求等(32条~39条。後述)の対象ともならない。ただし、委託先や共同利用先を除き、第三者に提供することは禁止されている(41条6項。個人情報に該当しないものについては42条1項)。このほか、加工基準に従った加工(41条1項)、「削除情報等」の安全管理措置(同条2項)、目的外利用の禁止(同条3項)<sup>46)</sup>、利用目的の公表(同条4項)、識別行為の禁止(同条7項)、本人への連絡等の禁止(同条8項)に関する規定がある。

これに対し、匿名加工情報は、個人情報には該当しないため、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者提供等が可能となる。ただし、第三者提供をする場合には、性別や生年、購買履歴といった「情報の項目」、データでの提供などの「提供方法」を公表し、提供先に対して匿名加工情報である旨を明示する必要がある(43条4項。他人が作成した匿名加工情報の第三者提供については44条)。このほか、加工基準に従った加工(同条1項)、削除情報等の安全管理措置(同条2項)、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表(同条3項)、識別行為の禁止(同条5項)、匿名加工情報自体の自主的な安全管理措置とその公表(努力義務。同条6項)に関する規律が設けられている。



（c）共有・第三者提供

個人情報データが「第三者」<sup>47)</sup>に提供される<sup>48)</sup>と、その提供自体が当初の利用目的を逸脱する可能性があるうえ、提供先が複数である場合には、その分だけプライバシー侵害のリスクも増大する。このため、事業者は、原則として、本人の事前の同意を得なければ、個人データを第三者に提供することができない（27条1項柱書）。外国にある第三者に個人データを提供するときも、同様である（28条1項前段）。もっとも、これら原則規定の適用を免れる広範な例外がある（27条1項各号、28条1項前段〔「前条第1項各号に掲げる場合を除くほか」とある〕）。個人データを第三者に提供した場合は、提供年月日や提供先に関する事項の記録を作成し（29条1項）、その記録を所定の期間、保存しておかなければならない（同条2項）<sup>49)</sup>。個人データの提供を受けた第三者の側でも、提供元の氏名・名称、住所および代表者の氏名（法人の場合）、個人データを取得した経緯<sup>50)</sup>を確認し（30条1項）、その記録を作成して（同条3項）、それを所定の期間（個人情報の保護に関する法律施行規則〔以下「規則」〕21条参照）、保存しておく必要がある（同条4項）<sup>51)</sup>。

もっとも、個人データの取扱いを外部の者に委託したり、事業の承継に伴って個人データが提供されたり、あるいは、特定の者との間で共同利用したりする場合<sup>52)</sup>の委託先や承継先、共同利用者は、上記の「第三者」には含まれない（27条5項）。これらの者は、形式的には第三者に該当するものの、個人データの取扱いの態様、本人の権利利益侵害のおそれの程度等からみて、本人との関係では、事業者と一体のものとして捉えることが適当かつ合理的と解されたことによる<sup>53)</sup>。

第三者が「個人関連情報」（データベース等を構成するものに限る）を個人データとして取得することが想定されるときも、提供元の事業者は、当該情報の提供について本人の事前の同意が得られていること等を確認する義務を負う（31条1項）。個人関連情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しな

いもの」をいい(2条7項)、具体的には、Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴などが、これに当たる<sup>54)</sup>。個人関連情報は、提供元にとって個人識別性がない場合でも、提供先にとっては、自らが保有するデータベースと紐づけることにより個人識別性が生じ、個人データに該当することがある。31条1項に基づく提供元の確認義務は、そのような場合を想定したものである<sup>55)</sup>。

個人データのうち「保有個人データ」(16条4項参照)に関しては、下記(3)の請求権の対象となるほか、さらなる義務が事業者に課されている。まず、保有個人データに関して、所定の事項を公表するなど、本人の知りうる状態に置かなければならない(32条1項)。また、本人から、保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない(同条2項本文)。ただし、①32条1項の規定により利用目的が明らかな場合、②21条4項1号から3号までに該当する場合(注25参照)を除く(32条2項ただし書)。利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない(同条3項)。

#### (d) 消 去

個人データを利用する必要がなくなったときは、事業者は、遅滞なく、それを消去するように努めなければならない(22条)。たとえば、利用目的が達成され、その目的との関係では個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなくても、その目的の前提となる事業自体が中止となった場合などが想定されている<sup>56)</sup>。消去の方法には、データの削除のほか、そのデータから特定の個人を識別できないようにすることも含まれる<sup>57)</sup>。なお、仮名加工情報を作成する過程で生じた削除情報等の消去についての定めもある(41条5項前段)。

## （2） 同 意

第4章には、本人の同意を求める規定が複数存在する。個人情報保護法は「同意」の定義規定を設けていないが、個人情報保護委員会のガイドラインには、これに関する定めがある<sup>58)</sup>。すなわち、「『本人の同意』とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示」であり、また、「『本人の同意を得（る）』とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない」。なお、「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある」。

同意は、個人情報の取扱いにおける情報主体の意思関与を保障し、自己情報に対するコントロールを強化するためのもっとも基本的な要素である。そこで以下では、上記(1)の叙述と重複する部分もあるが、具体的にどのような場面で情報主体である本人の同意が要求されるのかを改めて確認する。

### （a） 個人情報の利用目的外の取扱い

事業者が利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、原則として本人の事前の同意を得なければならない（18条1項。事業承継による取得の場合については2項）。ここでは、本人の積極的な同意を前提とする「オプトイン方式」が採用されている。ただし、この規律には、6つの適用除外事由が定められている（同条3項<sup>59)</sup>。具体的には、①法令（条例を含む）に基づく場合、②人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のためにとくに必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、⑤学術研究機関等が、自ら個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき、⑥事業者が学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき、である。これらの場合には、「個人情報の目的外利用が直ちに本人の権利利益を侵害するとは限らず、また、他の権利利益を保護する必要性が上回る場合にまでその利用を制限することは適当ではないことから」<sup>60)</sup>、個人情報を目的の範囲を超えて利用するときでも本人の同意は不要である<sup>61)</sup>。

#### (b) 要配慮個人情報の取得

事業者が「要配慮個人情報」を取得する際も、原則として本人から事前の同意を得ることが必要である(20条2項柱書)。要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいう(2条3項)<sup>62)</sup>。これらの情報を取得する際にも、オプトイン方式が適用される。ただし、この規定にも、適用除外事由が定められている(20条2項各号)<sup>63)</sup>。

#### (c) 個人データの第三者提供

事業者が「個人データ」を第三者に提供するときも、上記(a)(b)の場合と同様、原則としては、本人の事前の同意を得る必要がある(27条1項柱書)。ただし、この規律にも、7つの適用除外事由が定められている(同項各号)<sup>64)</sup>。

しかしながら、(a)(b)の場合とは異なり、本人の求めに応じて第三者提

供を停止することが約されている場合で、かつ、第三者に個人データを提供する前に、所定の事項を本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、本人の同意を得なくても、第三者に個人データを提供することができる（同条2項本文）。ただし、対象となる個人データが、① 要配慮個人情報、② 偽りその他不正の手段により取得された個人情報、③ 他の個人情報取扱事業者から27条2項本文の定める方式で提供されたもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む）である場合は除かれる（同項ただし書）。

要するに、個人データの第三者提供については、原則としてオプトイン方式が適用されるものの、特定の条件下では、本人の拒絶がない限り個人データの提供が可能な「オプトアウト方式」を採用することが認められている。ただ、この制度に対しては、「GDPRを含め諸外国に例を見ない制度なので国際的調和の観点から問題があり、かつ、名簿屋による悪用が社会問題となったため、本法改正のたびに要件が厳格化されてきた」という事情もあり、「本制度を用いることは回避すべきであり勧められない」<sup>65)</sup>とする批判的な見解がある。

#### (d) 外国にある第三者への個人データの提供

外国にある第三者に個人データを提供するときも、27条1項各号が掲げる適用除外事由に該当する場合を除き、原則として、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の事前の同意が必要である（28条1項前段）。この同意を取得するに先立ち、一定の情報（① 移転先の外国の名称、② 移転先の外国における個人情報保護制度に関する情報、③ 移転先が講じている個人情報保護措置に関する情報）の提供も必要となる（同条2項。規則17条2項各号）。ただし、日本と同等の個人情報保護制度をもつ国は、ここでいう「外国」からは除外される。したがって、これらの国々への個人データの提供は、単なる「第三者」への提供として、上記(c)の規律に服することとなり、オプトアウト方式を採用することも可能となる。また、当該第三者が、日本の

個人情報保護法に基づく義務に相当する措置(相当措置)を継続的に講ずるために必要な体制(基準適合体制)<sup>66)</sup>を整備している者である場合も、外国にある第三者に関する規律の適用除外となり、やはり上記(c)の規律が適用される(以上、28条1項前段)。なお、基準適合体制を根拠に個人データを提供する場合は、提供元は、提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて必要な情報を提供する義務を負う(同条3項。規則18条1項および3項も参照)。

#### (e) 個人関連情報の第三者提供

個人関連情報を第三者に提供するときも、その第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるとき<sup>67)</sup>は、あらかじめ、その旨の本人の同意が得られていること等の確認をしなければならない(31条1項)。ただし、第三者提供の制限の適用除外事由(27条1項各号)に該当する場合を除く(31条1項柱書)。

一方、第三者が個人関連情報を「個人データ」として取得することが想定されない場合、すなわち、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を紐づけて利用しないような場合や、提供元と提供先の間の契約等において、提供先が個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合は、この規制の対象外となる。

### (3) 事業者に対する請求権

個人情報保護法は、本人が事業者に対して行使しうる請求権として、開示請求権(33条)、訂正等請求権(34条)、利用停止等請求権(35条)を設けている。これらの請求権は、個人情報への本人の適切な関与を保障する基本的な仕組みを一体的に構成するものである。

#### (a) 開示請求権

個人情報の取扱いに本人が主体的に関与するためには、自己に関する情

報が事業者によってどのように保有・利用されているのかを知る必要がある。このため、本人は、事業者に対し、自己が識別される保有個人データを所定の方法（それが困難である場合は書面交付による方法）で開示するよう請求することができる（33条1項）。この請求を受けた事業者は、本人が請求した方法で、遅滞なくデータを開示しなければならない（同条2項柱書本文）。ただし、①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、②事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、③他の法令に違反することとなる場合には、データの全部または一部の開示を拒絶することができる（同項柱書ただし書<sup>68)</sup>。また、事業者が、①保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたとき、②請求者の保有個人データが存在しないとき、③本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない（同条3項）。なお、上記の規定は、事業者が個人データを第三者に提供する際に作成する記録（第三者提供記録。29条1項・30条3項参照）にも準用されるため（同条5項）、第三者提供記録も開示請求権の対象となる。

#### (b) 訂正等請求権

本人は、事業者に対し、保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加、削除を請求することができる（34条1項）。この請求を受けた事業者は、遅延なく調査を行い、必要であれば内容の訂正等を行わなければならない（同条2項）。事業者が本人の請求に係る保有個人データの内容の全部または一部について訂正等を行ったときや、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない（同条3項）。

#### (c) 利用停止等請求権

事業者が、①本人の事前の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲

を超えて個人情報を取り扱っている場合(18条参照)、②違法・不当な方法で個人情報を利用している場合(19条参照)、③不適正な手段で個人情報を取得した場合(20条参照)には、本人は、事業者に対し、保有個人情報の利用の停止や消去を請求することができる(35条1項)。また、事業者が、①本人の事前の同意を得ずに、個人データを第三者に提供した場合(27条1項参照)や、②本人の事前の同意を得ず、または適切な情報提供を行わずに、外国にある第三者に個人データを提供した場合等(28条参照)にも、事業者に対し、保有個人情報の提供の停止を請求することができる(同条3項)。さらに、事業者が、①ある個人の保有個人データを利用する必要がなくなった場合、②漏えい、滅失、毀損その他の安全確保に関する重大な事態が生じた場合(26条1項本文参照)、③その他保有個人情報の取扱いにより本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、事業者に対し、データの利用停止や第三者提供の停止を請求することができる(35条5項<sup>69)</sup>)。これらの請求を受けた事業者は、その請求に理由があることが判明したときは、遅延なくデータの利用停止等を実施しなければならない(同条2項本文、4項本文、6項本文)。ただし、多額の費用を要するなどの理由により利用停止等が困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとることが認められる(同各項ただし書)。なお、事業者が、①利用停止等を行ったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、②第三者提供の停止を行ったとき、または第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない(同条7項)。

### 3. 本稿の視点

以上の考察から明らかなように、個人情報保護法は、情報主体の権利利益を保護するという面では、事業者の側が定める「利用目的」に大きく依存した制度である。利用目的の範囲を超える個人情報の利用には本人の同意が必要であり(18条1項)、この規定に違反した場合には、利用停止等請



求権（35条1項）の対象となる。第三者提供に関しても、それを利用目的とすることにより、所定の要件を満たす場合には、オプトアウト方式を採用することが可能となる（27条2項2号）。このこともあり、自己情報に対する本人のコントロールという観点からは、本人の同意や事業者に対する請求権が重要な役割を担うと解されるが、同意を要する場面は限られており、請求権の行使も特定の状況でのみ可能となる。

個人情報保護法は、個人情報の経済的有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として掲げるが（1条参照）、そのいずれを重視するかによって法的枠組みや実体的権利のあり方も大きく変わりうる。したがって、個人情報保護のあり方を私法上の概念や原理と結びつけて検討するためには、その予備的な作業として、個人情報保護法の規律内容を他国の保護法制と比較し、相対化することが不可欠となる。そこで本稿では、その比較対象として、EUのGDPRと米国データプライバシー法（ADPPA）案を選択した。両者は基本的な考え方に対照的な違いがあり、法制度の背後にある哲学や価値観を理解することが極めて有益である。

この作業の後、非個人データを含むデータ一般の帰属をめぐる議論を整理する。データの帰属関係をめぐる問題は、データの経済的価値が飛躍的に高まる中、急速に社会の関心を集めている。しかしながら、データは物理的な物とは異なり、それ自体としては五感で把握することができないうえ、無限の複製や瞬時の分散が可能である。データのこの特性は、法的な帰属関係を極めて複雑なものにする。この問題は、単に「データは誰のものか」という問いにとどまらず、データの生成、利用、管理、共有・移転、そして利益の配分にかかわる多面的な様相を呈している。ここでは、権利の帰属関係とともに、データの利用関係の調整が中心的な課題となる。

次に、個人データの人格的要素に着目し、それがデータの法的性格に与える影響を検討する。個人データには、しばしば、氏名や性別等の客観的屬性だけでなく、個人の嗜好や価値観といった主観的特性も反映されてい

る。これらの人格的要素は、個人の尊厳やアイデンティティ、プライバシーと密接にかかわるものであり、したがって、これらを包括する人格権とも深く関連する。しかしながら、「人格権」概念の意義は明確ではなく、その外延もあいまいである。ここでは、人格権に関する法規範の抽出と個人データへの適用が中心的な課題となる。

以上の考察を踏まえ、個人データ保護を私法体系に組み込む試みとして、個人データに対する権利が複数の利害関係者に複層的に帰属するという考え方を提唱する。このアプローチは、個人データの保護に関する法的枠組みが、データ主体である個人の権利と、データを利用する事業者の権利との間のバランスを適切に維持することを目指すものである。本稿では、このアプローチが個人データに関する権利義務関係を適切に把握することを検証する。

\* 本稿に記された Web サイトの URL については、個別に記述がない限り、すべて2023年12月5日にアクセスして確認した。

- 1) See Andrew McAfee and Erik Brynjolfsson, "Big Data: The Management Revolution", *Harvard Business Review*, October 2012, pp. 59-69. 2000年代以降に高まったデータの経済的価値と戦略的活用の拡がりを、企業の意思決定とパフォーマンス向上といった観点から論じている。また、データ分析の利用が、現代の企業にとっては、いまや単なるオプションではなく、競争力の維持やイノベーションの推進に不可欠であることを説くものとして、Hasan Bakhshi, Albert Bravo-Biosca, and Juan Mateos-Garcia, "The Analytical Firm: Estimating the Effect of Data and Online Analytics on Firm Performance", NESTA Working Paper 14/05, 2014 at [https://media.nesta.org.uk/documents/1405\\_the\\_analytical\\_firm\\_-\\_final.pdf](https://media.nesta.org.uk/documents/1405_the_analytical_firm_-_final.pdf), Thomas Niebel, Fabienne Rasel, and Steffen Viète, "BIG data - BIG gains? Understanding the link between big data analytics and innovation", *Economics of Innovation and New Technology*, July 17, 2018 at <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/10438599.2018.1493075?scroll=top&needAccess=true>, Erik Brynjolfsson and Kristina McElheran, "Data in Action: Data-Driven Decision Making and Predictive Analytics in U.S. Manufacturing", Rotman School of Management Working Paper No. 3422397, July 6, 2019 at <file:///C:/Users/hope/Dropbox/PC/Downloads/SSRN-id3422397.pdf> 参照。
- 2) デビット・ロジャース著(笠原英一訳)『DX 戦略立案書—CC-DIV フレームワークで

つかむデジタル経営変革の考え方』（白桃書房、2021年）32-33頁。また、マーケティング分野の権威として名高いコトラーも、データが企業に発展の機会をもたらす巨大な潜在能力を持つと指摘している（フィリップ・コトラー＝ジュゼッペ・ステイリアーノ著〔高沢亜砂代訳〕『コトラーのリテール4.0—デジタルトランスフォーメーション時代の10の法則』〔朝日新聞出版、2020年〕43頁）。

- 3) 総務省『令和3年版 情報通信白書』7頁。同白書は、わが国のデジタル化政策の歴史を、ICT インフラの整備を進めた第一期、ICT 利活用を推進した第二期、デジタルデータの利活用を推進する第三期、デジタル社会の構築を目指す第四期に区分し、本文中で述べた「データ大流通時代の到来」を第三期に位置づける。〈<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/n0000000.pdf>〉
- 4) 総務省『平成29年版 情報通信白書』は、ビッグデータの種別に関する分類には様々な考え方があるとしたうえで、政府・企業・個人といった生成主体に着目し、ビッグデータを、①国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」、②暗黙知（ノウハウ）をデジタル化・構造化したデータ（「知のデジタル化」）、③M2M（Machine to Machine）から吐き出されるストーリーミングデータ（「M2Mデータ」）、④個人の属性に係る「パーソナルデータ」の4つに分類する。〈<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc121100.html>〉
- 5) 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）は、人格的利益を包括する「人格権」を構想したうえで（10-11頁）、プライバシー権を人格権の保護対象の1つと位置づけるとともに、個人情報侵害をプライバシー権侵害の一態様と構成する（486-487頁）。
- 6) 民間部門の個人情報の収集と利用、およびそれに伴うプライバシー侵害の問題については、1980年代に森島昭夫「プライバシーの私法的保護」法学セミナー404号（1988年）52頁以下（とくに54-55頁）がすでに論じている。
- 7) 進藤美希『デジタルマーケティング大全——新時代のビジネスモデルを切り拓く』（白桃書房、2023年）は、デジタルマーケティングを「人々が自由な構想のもとで未来への意思を持ち、デジタル技術を活用して新しい価値創造の仕組みを作り、そこで創造した様々な価値を社会に伝え、他の人々とともに進化していくことを目指すマーケティング活動」（13頁）と定義する。本書は、デジタルマーケティングの理論構造と、その推進に不可欠な方法論、さらにはデジタルコミュニケーションの戦略に至るまで、ケーススタディを活用しつつ、非専門家にも理解しやすい形で統合的に論じている。
- 8) わが国で起きた個人情報の大量漏えい事件については、岡村久道『個人情報保護法〔第4版〕』（商事法務、2022年）26頁以下参照。松尾剛行『最新判例にみるインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務』（勁草書房、2017年）256頁以下も、個人情報の不正取得・流出・漏えいに関する裁判例を簡潔に整理・紹介する。
- 9) 2019年8月、就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリア社が学生の「内定辞退率」を本人の同意を得ずにAIで予測し、38社に有償で提供していたことが発覚した。この予測は過去の就活生のデータとアルゴリズムに基づき、学生の知らないところで行われた。個人情報保護委員会はリクルートキャリア社に是正勧告を行い、厚生労働省もこの行為が職業安定法に違反するとして行政指導を行った。竹地潔「リクナビ内定辞

退率販売事件——現行法の対応と今後の課題」法学教室472号(2020年)57頁以下は、個人情報取扱いに関する日本の現行法が不十分であり、プロファイリングや AI によるデータ分析に対する法的対応が欠けていると指摘する。

- 10) 小松文子=佐藤祥太郎=宮澤泰弘=美馬正司「パーソナル情報保護と活用のための調査報告」コンピュータセキュリティシンポジウム2012論文集3号(2012年)563以下は、ビッグデータと IT の進展によりサイバー空間のパーソナル情報が増え、新たな市場が広がる一方でプライバシー侵害のリスクも高まっており、とくに SNS や位置情報からの個人特定や進化するユーザプロファイリング技術が個人の評価や意思決定に影響を与える可能性があると述べる。(https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/?action=pages\_view\_main&active\_action=repository\_view\_main\_item\_detail&item\_id=86710&item\_no=1&page\_id=13&block\_id=8)
- 11) GDPR の 1 条 2 項は、「本規則は自然人の基本権ならびに自由、および特に個人データの保護の権利を保護するものとする。」と定める。なお、本稿における GDPR の条文の訳は、宮下紘『EU 一般データ保護規則』(勁草書房、2018年)に依拠している。
- 12) 個人情報保護法の立案から改正に至る経緯は、園部逸夫=藤原静雄『個人情報保護法の解説《第三次改訂版》』(ぎょうせい、2022年)13頁以下に詳しくまとめられている。
- 13) なお、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体が所定の目的で個人情報等を取り扱う場合には、第 4 章の規定の適用対象から除外される(57条 1 項)。
- 14) 死者の個人情報は本法の適用対象ではないが、死者の名誉を毀損する行為は、遺族の「敬愛追慕の情等の人格的法益」を侵害するものとして、遺族に対する民法上の不法行為となり得る(東京地判昭和52年7月19日判時857号65頁)。
- 15) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む(2条 1 項 1 号)。
- 16) 個人識別符号とは、①「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」(1号個人識別符号)、または②「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」(2号個人識別符号)のうち、「政令で定めるもの」をいう(2条 2 項)。1号個人識別符号には、指紋データ、顔認識データ、ゲノムデータなどがあり、2号個人識別符号には、運転免許証・パスポート・保険証の番号、住民票コード、マイナンバーなどがある。
- 17) ①は「1号個人情報」、②は「2号個人情報」と呼ばれている。
- 18) 個人情報保護法という「特定の個人を識別することができるもの」の中に、個人を特定することはできないが識別することはできる情報(識別非特定情報)を含めるべきかどうかという議論が、とくにネット空間での個人情報保護をめぐる展開されている。鈴木正朝「番号法制定と個人情報保護法改正——個人情報保護法体系のゆらぎとその課題(特集

個人情報・プライバシー保護の理論と課題」論究ジュリスト18号（2016年）45-53頁、山本龍彦「インターネット時代の個人情報保護——実効的な告知と国家の両義性を中心に」慶応法学33号（2015年）181-219頁参照。

- 19) なお、クレジットカード番号は、個人識別符号には位置づけられていないが、氏名等の他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる場合には、1号個人情報に該当する。個人情報保護委員会「よくある質問(FAQ)」参照。〈[https://www.ppc.go.jp/all\\_faq\\_index/faq1-q1-25/](https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/faq1-q1-25/)〉
- 20) “Peakers Journal”というサイトは、消費者が自分のデータを直接企業に売ることができるプラットフォームを開発する Opiria の CEO、Christian Lange 博士に対するインタビューを通じて、消費者が自分の個人情報をマネタイズできる市場をブロックチェーンで作ることの利点を説いている。〈<https://journal.peakers.jp/090816539/>〉
- 21) 個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」（以下、「ガイドラインQ&A」で引用）2-1（18頁以下）によれば、利用目的の「利用」とは、取得および廃棄を除く取扱い全部を意味する。
- 22) ここでいう「できる限り」とは、「個人情報取扱事業者において、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識を持つことができ、また、本人において、自らの個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかについて一般的かつ合理的に予測・想定できる程度」をいう（ガイドラインQ&A2-3〔19頁〕）。
- 23) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（令和4年一部改正）（以下、「ガイドライン通則編」で引用）3-1-1(32頁)は、「利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのか、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい」とする。同条の立法趣旨について、園部＝藤原・前掲注(12)147頁が、「個々の取扱いプロセスごとにその目的を特定することを求める趣旨ではなく、あくまで個人情報取扱事業者が一連の取扱いにより最終的に達成しようとする目的を特定することを求める趣旨である」と述べている。
- 24) 同規定の「取り扱う」とは、「個人情報に関する一切の行為（取得、入力、蓄積・加工、更新、消去、出力、利用、提供等）を含む」（園部＝藤原・前掲注(12)153頁）。宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）137頁、石井夏生利＝曾我部真裕＝森亮二『個人情報保護法コンメンタール』（勁草書房、2021年）186頁、岡村・前掲注(8)212頁も参照。
- 25) 利用目的の通知または公表は、①本人や第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、②個人情報取扱事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合、③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、通知または公表により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合には、不要である（21条4項）。
- 26) 保有個人データとは、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利

用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のもの」をいう(16条4項)。また、個人データとは、「個人情報データベース等を構成する個人情報」をいう(同条3項)。

- 27) ガイドライン通則編3-3-1(41頁以下)には、不正の手段により個人情報を取得する具体例として、「十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合」を含む6つの例が挙げられている。
- 28) さらに、プライバシー侵害を構成するものとして、不法行為責任の対象ともなりうる。岡村・前掲注(8)241頁以下は、その一例として、最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁を挙げる。
- 29) インキュデータ=飯塚貴之=河井健之助=岡永卓矢『ビジネスを成功に導くデータ活用実践ガイド——顧客体験価値を創造し、向上させるためのデザイン』(電子書籍、翔泳社、2023年)27頁は、「データによって取り組むべき課題が明らかになり、一つ一つの施策を効果的に実行し、最終的に生み出される一連の顧客体験が、サービスの品質そのものの改善に大きく寄与」する結果、「顧客満足度が向上し、離反防止につながるなど、広範な効果を生むことが期待できる」とする。
- 30) 総務省「ビッグデータの流通量の推計及びビッグデータの活用実態に関する調査研究」。  
([https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h27\\_03\\_houkoku.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h27_03_houkoku.pdf))
- 31) ガイドライン通則編3-1-2(33頁以下)によれば、この範囲は、「変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」、すなわち、「本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される」。ガイドラインQ&Aには、変更が認められる例(2-8[20頁以下])と認められない例(2-9[21頁])が示されている。
- 32) 岡村・前掲注(8)217頁。
- 33) 園部=藤原・前掲注(12)157頁も、公序良俗に反する利用目的の設定を法が許容するものではないと指摘する。岡村・前掲注(8)210頁にも同趣旨の記述がある。なお、本人の同意を得た場合でも目的外利用を規制する法令があることにつき、岡村・前掲注(8)221頁以下(とくに注3および注4)を参照。
- 34) ガイドライン通則編3-2(40頁)は、本文中に示した例のほか、同規定に違反する行為の具体例を挙げている。
- 35) 本条の義務が努力義務にとどめられたのは、正確・最新の内容を事業者が常に把握することは現実的でなく、その程度も利用目的ごとに異なることから、事業者に過剰な義務を負わせることを避ける必要があったことによる(園部=藤原・前掲注(12)162頁)。
- 36) ガイドライン通則編3-4(52頁)。なお、22条にいう「正確かつ最新の内容」とは、事実の内容を対象とし、評価・判断の内容それ自体は規律の対象ではないが(宇賀・前掲注(24)229頁)、評価等の前提となる事実や、特定の者が評価を行った事実は、本条の適用対

象になる（岡村・前掲注(8)258頁）との指摘がある。

- 37) ガイドライン通則編3-4（52頁以下）。そこに示されている具体例も参照。
- 38) 漏えいとは「個人データが外部に流出すること」、滅失とは「個人データの内容が失われること」、そして毀損とは「個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となること」をいう（ガイドライン通則編3-5〔56頁以下〕）。
- 39) この措置は、「個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない」（ガイドライン通則編3-4-2〔53頁〕）。事業者が講ずべき安全措置の具体的内容として、同ガイドライン10（166頁以下）は、①基本方針の策定、②個人データの取扱いに係る規律の整備のほか、③組織的安全管理措置、④人的安全管理措置、⑤物理的安全管理措置、⑥技術的安全管理措置、⑦外的環境の把握を挙げている。
- 40) 本条にいう「従業者」とは、「個人情報取扱事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる」（ガイドライン通則編3-4-3〔54頁〕）。
- 41) 従業者に対する監督の方法としては、「教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど」が想定されている（ガイドライン通則編3-4-3〔53頁以下〕）。該箇所には、「必要かつ適切な監督を行っていない事例」も示されている。なお、従業者の監督、その他安全管理措置の一環として従業者を対象とするビデオやオンラインによるモニタリングを実施する場合も考えられるが、その場合の留意点については、ガイドラインQ&A5-7（33頁）を参照。
- 42) ここでいう「委託する」とは、「契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせること」、具体的には「個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等」を意味する（ガイドライン通則編3-4-4〔55頁以下〕）。
- 43) 委託先に対する「必要かつ適切な監督」の方法としては、①適切な委託先を選定し、②委託契約の中に、「委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込み」、③「委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するため」に、「定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい」とされている（ガイドライン通則編3-4-4〔54頁以下〕）。なお、委託をすることにつき本人の事前同意を得ていたとしても、本条の義務を免れることはできない（岡村・前掲注(8)281頁）。
- 44) 24条と25条の規定は、23条の確認規定である（岡村・前掲注(8)277頁、281頁）。
- 45) 仮名加工情報は、それ単体で提供を受けた者（法令に基づき提供を受けた者〔41条6項参照〕や委託先等）にとっては個人識別性がなく、個人情報に該当しない（岡村・前掲注

(8)413頁)。

- 46) 41条3項は「第18条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第17条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報……を取り扱ってはならない。」と定めるが、本文で述べたように、41条9項が17条の2項の適用を除外していることにより利用目的の事後の変更が無制限に認められるため、利用目的による制限は無きに等しい(岡村・前掲注(8)420頁)。
- 47) ガイドライン通則編3-6-1(69頁以下)は、「第三者提供とされる事例」として、①親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合、②フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合、③同業者間で特定の個人データを交換する場合を挙げ、「第三者提供とされない事例」として、同一事業者内で他部門へ個人データを提供する場合を挙げている(該当頁は70頁)。
- 48) ここでいう「提供」とは、ガイドライン通則編2-17(28頁以下)によれば、個人データ等を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態であれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たる。
- 49) ただし、①提供先が16条2項各号(公的機関)のいずれかに該当する場合(29条1項括弧書)、②27条1項各号(適用除外事由)、③同条5項各号(第三者に該当しない場合)にあたる時(29条1項ただし書)は、記録義務は課されない。さらに、解釈により記録義務が適用されない第三者提供もある(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン〔第三者提供時の確認・記録義務編〕2-2〔7頁以下〕参照)。
- 50) 取得の経緯の具体的な内容については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)3-1-2(13頁)参照。
- 51) ただし、27条1項各号(適用除外事由)または同条5項各号(第三者に該当しない場合)にあたる時は、確認義務は課されない(30条1項ただし書)。さらに、解釈により確認義務が適用されない第三者提供もある(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン〔第三者提供時の確認・記録義務編〕2-2〔7頁以下〕参照)。
- 52) ガイドライン通則編3-6-3(80頁以下)は、委託の例として、①データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合、②百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合を、事業承継の例として、③合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合、④事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合を、共同利用の例として、⑤グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的(17条2項の規定に従い変更された利用目的を含む)の範囲内で情報を共同利用する場合、⑥親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合、⑦使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業員の個人データを共同利用する場合を、それぞれ挙げている。
- 53) ガイドライン通則編3-6-3(80頁)。
- 54) ガイドライン通則編2-8(21頁以下)。その他の例として、①メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等、②ある個人の商品購買履歴・サービス利用



履歴、③ある個人の位置情報、④ある個人の興味・関心を示す情報が挙げられている。

- 55) 岡村・前掲注(8)358頁。
- 56) ガイドライン通則編3-4-1（52頁以下）。個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する例として、キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合を挙げる。
- 57) ガイドライン通則編3-4-1（53頁）。
- 58) ガイドライン通則編2-16（27頁以下）。このほか、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（3条）、信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（Ⅱ1（3））、債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（2-5）、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（Ⅳ2）にも、同意に関する規定がある。
- 59) 各適用除外事由の具体例については、ガイドライン通則編3-1-5（36頁以下）参照。
- 60) 園部＝藤原・前掲注(12)154頁。
- 61) なお、①～⑥に該当する場合でも、他の法令等によって目的外利用が違法となりうる場合があることにつき、岡村・前掲注(8)224頁（注4）参照。
- 62) 2条3項にいう「政令で定める記述等」としては、心身の機能の障害、健康診断等の結果、診療情報・調剤情報、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続を内容とする記述等がある（個人情報の保護に関する法律施行令2条各号）。
- 63) 8つの適用除外事由のうち4つ（1号～4号）は、目的外利用に関する除外事由（18条3項）と同一であり、それ以外は、要配慮個人情報に特有の事由である。具体的には、①学術研究機関等が、自ら要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（5号。対象情報を除いて18条3項5号と同一内容）、②事業者が学術研究機関等から要配慮個人情報を取得し、共同して学術研究を行う場合（6号）、③要配慮個人情報が、本人、国の機関等、所定の者により公開されている場合（7号）、④その他政令で定める場合（8号。個人情報の保護に関する法律施行令9条参照）、である。
- 64) 1号から4号までの事由は、利用目的による制限の例外を定めた18条3項の事由と、まったく同一である。一方、5号以下の3つの事由は、学術研究機関等に関する個別の適用除外を定める点で18条3項5号・6号と共通するが、一部体裁を異にする。27条1項5号は学術研究機関が学術研究の成果の公表または教授のために個人データを提供する場合、6号は学術研究機関が学術研究目的で第三者に個人データを提供する場合、7号は学術研究機関が個人データの提供を受けて、学術研究目的で使用する場合である。6号・7号の学術研究目的は「目的の一部が学術研究目的である場合を含」む点で共通し、5号以下の各号はすべて「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く」と括弧書で規定する点で共通する（岡村・前掲注(8)309頁の整理を参照した）。
- 65) 岡村・前掲注(8)315頁。
- 66) 相当措置を継続的に講ずるために必要な体制とは、提供先における個人データの取扱いが「適切かつ合理的な方法」により行われ、日本の個人情報保護法に則った措置の実施が確保されている状態などをいう（規則18条参照）。

- 67) ここでいう「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、または一般人の認識を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう（ガイドライン通則編 3-7-1-2 [93頁以下]）。
- 68) ①～③の具体例については、ガイドライン通則編 3-8-3-3 (131頁以下) 参照。
- 69) ①～③の具体例については、ガイドライン通則編 3-8-5-1 (136頁以下) 参照。